

3 申し込み期間

学校ごとに異なります。学校の奨学金担当に確認しましょう。

※ 第二種奨学金の採用候補者になっている場合は、スカラネット（インターネットによる）申し込み（以下、ネット申込）は不要。

4 必要な書類

1. 第二種奨学金の採用候補者になっている場合【ネット申込：不要】

第一種奨学金（特別枠）申込・推薦書（コピー不可）【書類1】

※1 本人が未成年（20歳未満）の場合は、親権者（未成年後見人）全員が必ず署名・押印すること

家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の市区町村（都道府県）民税の所得割額が非課税（0円）であることを確認できる書類（コピー可）【書類2】
いずれかの書類を用意

- ・平成28年度住民税（非）課税証明書
- ・生活保護受給証明書
- ・高校奨学給付金の支給決定通知書

2. 第二種奨学金の採用候補者になっていない場合（新規申込者含む）【ネット申込：必要】

上記1. の書類に加えて、以下の書類を用意

確認書兼個人情報取扱いに関する同意書（コピー不可）【書類3】

※2 本人が未成年（20歳未満）の場合は、親権者（未成年後見人）全員が必ず署名・押印すること

収入に関する証明書（コピー可）【書類4】

※3 なお、以下【注意事項】①、②、③、④、として申し込み、「第一種奨学金（特別枠）」に採用されると、家計支持者の年収によっては、卒業後の返還時に、本人の収入・所得が一定額以下の場合、「返還期限の猶予（経済困難）」を何度でも利用できます。

【注意事項】

○ 今回の募集（第2回）では、

- ①「第一種奨学金（特別枠）」、
- ②「第一種奨学金（特別枠）」＋「入学時特別増額貸与奨学金」、
- ③「併用貸与（「第一種奨学金（特別枠）」＋「第二種奨学金」の2つの貸与を受ける）」、
- ④「併用貸与（「第一種奨学金（特別枠）」と「第二種奨学金」の2つの貸与を受ける）」
＋「入学時特別増額貸与奨学金」、
- ⑤「第二種奨学金」、
- ⑥「第二種奨学金」＋「入学時特別増額貸与奨学金」、

について、申し込むことができます。

入学金の貸与が必要な低所得世帯（市町村民税非課税程度）の方については、本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」のほか、都道府県社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金（教育支援資金の就学支度費）」を利用できる場合があります。

※ 入学金分として、入学前に無利子で最大50万円を貸し付ける制度です。

※ このほか、毎月の学費（奨学金が支給されるまでのつなぎや、奨学金等を利用しているがなお学費が足りない場合など）にご活用いただける制度もあります。詳細はお住まいの市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

（参考）厚生労働省 「生活福祉資金貸付制度」